

2006年9月29日

法制審議会刑事法（犯罪被害者関係）部会 資料の
提出について

2005年6月17日開催の日本弁護士連合会理事会において承認されました、「犯罪被害者等の刑事手続への関与について」を資料として提出しますので、標記部会委員にご配布くださいますようお願いいたします。

犯罪被害者等の刑事手続への関与について

2005(平成17)年6月17日

日本弁護士連合会

第1 被害者等の刑事手続への関与

- 1 檢察官の訴追及び訴訟活動について、被害者等が十分な情報を得る機会を確保し、また、これらに被害者等の意見が適切に反映されることを可能とする手続として、被害者等の検察官に対する質問及び意見表明制度を新設すべきである。また、被害者等が、この制度による質問ないし意見表明を的確に行うための手続として、公判前に、必要な証拠を閲覧等できる制度を導入すべきである。
- 2 被害者等が、当事者あるいは検察官を補佐する者として刑事訴訟手続に参加し、訴訟行為（証拠調請求、証人尋問、被告人質問、事実関係を含む意見陳述、求刑、上訴など）を行う制度は、導入すべきではない。

第2 被害者等に対する法律扶助の拡充

法律扶助は「民事裁判等手続の準備及び追行」等に対象が限られているが（総合法律支援法第30条第1項第2号）、被害者等が刑事手続に関連する手続（告訴手続、検察審査会に対する申立手続、記録の謄写閲覧、意見陳述など）に關し弁護士の援助を受ける場合についても法律扶助の対象とする拡充が行われるべきである。

第3 刑事裁判における附帯私訴及び損害賠償命令

被害者等の損害回復・経済的支援への取組みに関しては、被害者等の労力を軽減し、簡易迅速な手段によって実現できる我が国にふさわしい制度を検討すべきであるが、その方法として、附帯私訴及び損害賠償命令の制度は導入すべきではない。

(理由)

第1 被害者等の刑事手続への関与

1 刑事手続に関する被害者等の保護ないし関与についての施策

我が国では、これまで長い間、多くの犯罪被害者（刑罰法令に違反する行為によって、生命、身体、財産、精神、又は人格等に対する危害を被った者及びその遺族をいう。以下、「被害者等」という。）が、社会的に放置され、孤立し、きわめて深刻な状態におかれてきた。

地下鉄サリン事件などを契機とする社会的関心の高まりと、被害者等自身の懸命な努力により、2000（平成12）年、犯罪被害者保護二法が成立し、被害者等の支援に一定の前進がみられるようになった。

刑事訴訟手続においては、証人への付き添い（刑事訴訟法第157条の2）、証人の遮蔽措置（同法第157条の3）やビデオリンク方式による証人尋問（同法第157条の4）が導入され、被害者等が証言をする際の精神的苦痛を軽減する手立てが拡大した。また、被害者等による意見陳述制度（同法第292条の2）が新設され、被害に関する心情その他の被告事件に関する意見陳述をする権利が認められた。刑事訴訟手続に付随することとして、公判手続の優先傍聴（犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第2条）、公判記録の閲覧及び謄写（同法第3条）、民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解（同法第4条）の各制度が創設された。

また、関係機関の取組みとして、検察官が、被害者その他刑事事件関係者に対し事件の処理結果等を通知する、全国統一の被害者等通知制度の導入（1999（平成11）年4月1日実施）、検察官等が被害者等に対し、受刑者の釈放予定期月や釈放後に釈放年月日を通知する、出所情報の通知制度の導入（2001（平成13）年3月1日実施）、被害者等の保護（再被害防止）を図るための出所情報通知制度の導入（平成13年10月1日実施）、刑事訴訟法47条但し書に基づく被害者等に対する不起訴記録の開示の弾力的運用（平成12年2月4日法務省刑事局長通知）など、各種通知制度・運用が実施されている。

従前に比べれば、被害者等の刑事手続への関与については、大きな一歩が踏み出されている。しかし、被害者等からは、より充実した施策の必要性が叫ばれて、犯罪被害者等基本法が制定されたことは重く受け止めなければならない。

2 既存の制度との整合性に配慮する必要性

同時に、制度を改め、あるいは新たな制度を導入するにあたり、既存の制度との整合性について十分に配慮した検討がなされるべきである。

刑事手続は、被疑者・被告人等の基本的人権を擁護しつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現することを目的とするものである（刑事訴訟法第1条）。被害者等のための施策を考えていく上でも、刑事手続の目的が変容されることではなく、憲法で保障された被告人の権利が侵害されることがあってはならない。

3 檢察官に対する質問・意見表明制度導入の意義

現在、多くの被害者等が、刑事裁判について共通して不満を抱いている点は、捜査の結果判明した事件の内容や手続の進行について被害者に十分な情報が提供されないまま推移することが少なくないこと、そして、検察官の訴訟活動について意見を述べる機会が制度として確保されていないため、自らの思いが刑事手続に十分には反映されていないと考えていることにあるといえる。

実際、刑事手続の進行状況が正確に被害者等に知らされなかったり、また、被害者等の立場からすれば不合理と受け止められる加害者（被告人）の弁解が採用されてしまったと感じられるような事件は、弁護士が被害者代理人としての立場などで少なからず経験してきているところである。この点について、近時は検察官においても相応の努力がなされ、以前よりは改善されているといえるが、なお被害者側に強い不満が残る事案が存在していることは否定しがたい事実である。

そこで、刑事事件に関する手続の進捗状況等に関する情報提供や、検察官の訴訟活動について意見を述べる機会の確保は、個々の検察官の努力だけに委ねるのではなく、法律上の制度として創設することが必要というべきであろう。これらの制度が的確に機能すれば、被害者等の要望に相当程度応えることができるものと考える。

具体的には、次のような制度である。

（1）被害者等又はその代理人弁護士が、検察官に対し、当該刑事手続に関し、説明を求め、意見を述べる制度を導入すること。

具体的には、公訴提起された被告事件についての検察官の主張立証方針や公判経過等について説明を求めることができることとすべきである。また、上記事項等に関し、検察官に対し、文書又は口頭で意見を述べることができることとし、意見が述べられた場合には、検察官はできるだけ配慮することとすべき

である。

(2) 被害者等が、一定の要件を満たす場合に、検察官が弁護人に開示した証拠を公判前に閲覧できる制度を導入すること。

被害者等が、当該刑事手続について、検察官に説明を求め、あるいは意見を述べる前提として、公判廷に提出される証拠を含む情報を得たいとする要望も重く受け止めなければならない。よって、検察官に説明を求め、あるいは意見を述べるために必要があるときに、一定の要件の下で、検察官が弁護人に開示した証拠を公判前に閲覧できる制度を導入すべきである。

また、上記意見表明等を行うために閲覧では不十分な特別の事情がある場合などに、一定の要件のもとで開示証拠を謄写する制度についても検討課題となろう。ただし、この場合、被告人や弁護人が、開示された証拠を審理の準備以外の目的で使用してはならないとの規定や、これに違反した場合の罰則が設けられている（刑事訴訟法第281条の4、同第281条の5）こととの整合性等が問題となり、被害者等についても証拠の複製等の適正管理義務を法定化することの要否などを含め、謄写制度については慎重な検討が必要とされる。

4 被害者等の刑事手続への直接関与

被害者等の中には、刑事手続の当事者ないし検察官の補佐的立場で、直接に訴訟行為を行う制度の導入を求める声もある。

しかし、これらの意見の背景にある不満、すなわち、刑事手続について的確な情報が伝えられることもないまま、被害者等の立場からすると納得しがたい裁判がなされることがあるとの非難は、重く受け止めなければならないとしても、被害者等が刑事手続に直接関与する制度の導入には、次のような憂慮すべき重大な問題が生じるおそれがある。

(1) 現行刑事手続の仕組みに整合しないこと

我が国では、検察官が訴追及び訴訟追行に責任を持つ仕組みとなっている。被害者の意見や処罰感情等は、検察官において十分に考慮されたうえで、公益的立場からの訴追方針が策定されることとされている。国家機関である検察官が訴追及び訴訟追行に責任を負う仕組みは、社会公共の関心事である犯罪を國家が理的に処理することが合理的であり適切であるとされ、私的復讐が公的刑罰に昇華されていく歴史の過程で作られたものである。

検察官によるこのような公益的立場からなされる訴追のあり方に、別途、「当

事者」ないし「補佐する者」として被害者等が直接加わることは、訴追方針の不整合を生じさせるなど国家刑罰権の適正な行使に影響を及ぼすこととなり、適切でない。

この点について、検察官が設定する訴因の枠内であれば、被害者等の直接関与（例えば、質問権）を認めたとしても、訴追方針の不整合が生じることはない、とする意見もある。しかし、同一の訴因の下でも、計画性の有無や共謀の成立時期、どのような間接事実が主張されるかは、訴追方針として重要な意味を持つことから、「訴因の枠内」における関与であっても、訴追方針との不整合は生じ得るから、上記意見に賛成することはできない。

（2）被告人の防御に困難をきたすおそれ

無罪推定の原則、黙秘権の保障、検察官の立証責任等、被告人の防御権を考慮したさまざまな原則と権利が存在しているのは、被告人が、強大な組織力と強制捜査権を背景とする検察官の訴追活動に対峙しなければならない極めて厳しい立場に被告人が置かれることによるものである。しかし、被害者等の直接関与は、被告人の防御に大きな困難をきたすおそれがある。

① 防御すべき対象の拡大

被害者等の直接関与により、検察官の訴追活動と異なる被害者等の訴訟活動が行われれば、被告人の防御すべき対象が拡大することとなり、被告人の立場が非常に厳しいものとなるおそれがある。被害者等の直接関与が「訴因の枠内」であったとしても、検察官と異なる主張立証が行われうるのは既に述べたとおりであり、こうした場合、被告人は、それら全てに対して防御することを余儀なくされる。

なお、本年11月までに実施される改正刑事訴訟法のもとでは、公判前に検察官と弁護人及び裁判所の間で争点を整理して、争点中心の公判審理を実現することが目指されることになるが、それにもかかわらず、整理された争点から外れる質問等が被害者等によって行われることがありうるのであって、その場合に、被告人の防御に支障を及ぼすおそれは否定できないところである。

② 被告人の防御活動が萎縮する可能性

直接関与のうち「被告人に対する質問権」については、上記の問題点に加え、「被害者から質問を受ける」立場に置かれることが被告人に看過しがたい不利益をもたらすおそれがあることを指摘しなければならない。例えば、共謀を否認したり過剰防衛を主張するなど、検察官主張については争いがあるが、犯罪

に関与したことは争いがない事案などにおいては、被告人は生じた結果について道義的責任を感じていることが少なくない。

このような場合において、被告人が、被害者や遺族等から怒りや悲しみなど被害者であれば当然に持つであろう感情に支えられた質問を直接に受けたとすると、供述したいことを控えざるを得ないなど、被告人として本来行なうことができる防御活動が萎縮する事態に陥る可能性は否定できない。

③ 事実認定に与える影響

事実認定者に対しては、判断資料となりうる適正な証拠のみが示され、心証形成に不合理な影響を及ぼすものは排除されなければならない。ところが、被告人に対して被害者等が直接に質問をする制度が導入されれば、被害者等は、罪を犯したとされる被告人を前にして、怒りや悲しみなどの感情を前面に出して質問を行うことがあることは上記のとおりである。これに対して、被告人が激しく感情的に反発することも十分にありうるといえる。

このように、法廷で被害者が被告人と直接対峙して感情的な質問や応答がなされた場合、その印象は、特に裁判員裁判においては、一回限り初めて刑事裁判に関与する裁判員の情緒に強く働きかけ、「証拠」に基づいて冷静になされなければならない事実認定について影響を与える可能性は否定できないといわなければならない。

④ 被害者等が複数の場合の問題

被害者等が複数の場合には、さらに困難な問題が生じる可能性がある。

例えば、被害者等の全員が主張立証あるいは質問しようとした場合に公判に要する時間が増加すること、被害者等がそれぞれ異なった観点から主張立証を行った場合に争点が増加し複雑化すること等、訴訟の遅延や被告人の防御の負担の不合理な増大等の問題がさらに拡大することになる。また、こうした不合理を最小限に留めるため関与できる被害者等の数を制限するなどの方策については、どのような基準で制限できるのか、制限の結果関与できなくなった被害者の利益をどう考えるかなど、解決困難な問題が生じることになる。

(3) まとめ

以上のとおり、現行刑事訴訟制度との整合性や被告人の防御の困難性等について検討すれば、被害者等が、当事者あるいは検察官を補佐する者として刑事手続に直接関与し、訴訟行為（証拠調請求、証人尋問、被告人質問、事実関係を含む意見陳述、求刑、上訴など）を行う制度は導入すべきではない。

第2 被害者等に対する法律扶助の拡充

被害者等は、これまでの被害者等に対するさまざまな施策により、さまざまな情報の入手や、優先的法廷傍聴、意見陳述、法廷付添、公判記録の閲覧謄写、刑事手続上の和解などが認められてきた。しかし、例えば法廷傍聴により法廷でのやりとりを理解することや、適切な意見陳述、刑事手続上の和解などは、弁護士の援助を得て初めて実効性をもつといえる。また、上記で提言した被害者等の検察官に対する質問・意見表明制度も、その的確な行使のためには弁護士の援助が不可欠といえる。

法律扶助は「民事裁判等手続の準備及び追行」等に対象が限られているが（総合法律支援法第30条第1項第2号）、被害者等が刑事手続に関連する手続（告訴手続、検察審査会に対する申立手続、記録の謄写閲覧、意見陳述など）に関し弁護士の援助を受ける場合についても法律扶助の対象とする拡充が行われるべきである。

このような方策は、被害者等の刑事手続参加の拡充にとって、重要な意味をもつものと位置づけられるべきである。

第3 刑事裁判における附帯私訴及び損害賠償命令

被害者等の民事上の損害回復について、被害者等の負担を軽減する観点から、被害者が刑事訴訟に附帯して損害賠償等の財産上の請求を行うことができる制度（附帯私訴）や、刑事裁判所が被告人に対して被害者への被害物品の返還や損害賠償を命ずることができる制度（損害賠償命令）を導入すべきとの考え方がある。

被害者等の損害回復・経済的支援の方策を検討するにあたっては、現行法上可能な刑事公判記録の閲覧・謄写及び刑事和解制度の一層の活用を図りつつ、被害者等の労力を軽減し、簡易迅速な手段によって実現できる我が国にふさわしい制度を追求すべきである。しかし、附帯私訴及び損害賠償命令については、刑事被告人に保障された憲法上の権利にも関わる様々な問題点がある。

まず、附帯私訴については、刑事裁判と民事裁判における手続に相違点（証明の程度、過失相殺などにおける立証責任の所在、自白法則、控訴審の構造等）があり、同一の手続で行うことには困難を生じる。また、附帯私訴の申立人という当事者が増え、争点も増加するため、被告人側の防御の負担が増大し、訴訟が遅延するおそれがある。憲法上保障された重要な権利である被告人の迅速な裁判を受ける権利（憲法第37条第1項）が損なわれてはならない。

損害賠償命令については、刑事裁判で取り調べた証拠の範囲内で認められる損害額のみで命令を発するものとすると、被害者は別途民事訴訟を提起し残額を請求しなければならず、被害の実態に即した有効な救済となり得ない一方で、民事訴訟と同様に損害額の認定を行うものとすれば、民事上の争点が刑事裁判に持ち込まれ、刑事裁判の遅延を招くなど、附帯私訴と同様の問題が生じる。

このように、我が国においてこれらの制度を導入するにはさまざまな問題がある。これらの制度を導入すべきではない。

以上